

青森県アスベスト問題対策本部 第8回会議の議事概要

- 日 時 平成30年2月6日(火) 10:00～10:10
- 場 所 第三応接室
- 出席者 本部長(佐々木副知事)、その他本部員

■ 議事の概要

《(1)解体等工事における事前調査の徹底について》

○環境生活部長:資料1に基づき、ご説明申し上げます。

解体等工事におけるアスベストの使用状況の事前調査については、建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散事例が確認されたことなどを受けて、平成26年から大気汚染防止法で義務付けられています。

しかしながら、全国的に事前調査の不徹底により、適切な対策を講じずに解体等工事が行われた事例が発生しており、昨年、県内でも発生したため、改めて、対策の確認が必要との本部長からの指示を受けて、本会議を開催することとしたものです。

それでは、資料1、1枚目の下、2ページをご覧ください。

アスベストとはどのようなものかを簡単にご説明します。

アスベストは、天然にできた極めて細かい鉱物繊維で、クリソタイル(白石綿)、アモサイト(茶石綿)、クロシドライト(青石綿)など6種類があり、その特性から、様々な建材製品や工業製品に使用されてきました。

しかし、発がん性が問題となり、新たなアスベスト製品の製造・使用等が禁止されたところです。

3ページをご覧ください。

アスベストを使った建材製品は、既に大量に使用されているため、建築物を解体、改造又は補修する際、必要な措置を施さずに作業を行うとアスベストが飛散するおそれがあることから、解体等工事における届出や作業に対する規制が、年々、強化されてきています。

なお、アスベスト含有建材ですが、「飛散のしやすさ」の観点から、飛散性が極めて高い吹付け材のレベル1から、やや飛散性の高い保温材・断熱材・耐火被覆材のレベル2、そして比較的飛散性の低い成形板のレベル3と、3つにグループ分けされています。

4ページをご覧ください。

表にありますとおり、アスベストを含有する建築物の解体等に係る大気汚染防止法や労働安全衛生法、石綿障害予防規則による届出は、レベル1及びレベル2の建材を使用している場合に必要となります。

5ページをご覧ください。

解体等工事の手順についてご説明します。

まず、解体等工事の定義についてですが、解体等の「等」は、改造や補修工事が含まれます。

具体的な手順として、まず最初は、発注者による「設計・工事の発注」になりますが、発注する際の費

用の積算には、必ずアスベストの事前調査費を含めていただく必要があります。

次に、受注者による事前調査となります。冒頭でも申し上げましたが、事前調査は全ての解体等工事の実施時に行う必要があるものです。受注者は事前調査を実施して、その結果を発注者へ書面で説明します。吹付けアスベスト等のレベル1・レベル2に分類される建材の使用が確認された場合、発注者は、受注者からの報告をもとに、大気汚染防止法の届出をしていただきます。

その後、受注者はアスベスト除去を含む解体等工事に着手することになります。

また、レベル3に分類されるアスベスト含有成形板があった場合は、届出は必要ありませんが、工事の際には、アスベストの飛散防止措置を講じる必要があります。

6ページと7ページについては、事前調査の詳細について記載しておりますので、後ほどご覧ください。

8ページをご覧ください。

事前調査の留意事項ということで、ポイントを3点記載しています。

1ポツ目、これまで実施している県有施設におけるアスベストの使用実態調査では、全ての建材ではなく飛散性の高い吹付け材などを対象としているため、これまでの調査で「使用なし」と判断された施設でもレベル3の建材などのアスベストが使用されている可能性があります。

2ポツ目、建築物の使用中は目視での確認を行ってもなお確認できない箇所にアスベストが使用されている可能性があります。

3ポツ目、全ての解体・改造・補修工事を実施する場合に事前調査が義務付けられております。よって、全ての建築物の解体時にアスベスト対策に留意していただく必要があります。

各部局におかれましては、これらを十分認識したうえで、所管する建築物等の維持管理をお願いいたします。

9ページ以降については、補足ですので、後ほどご覧ください。

解体等工事における事前調査の徹底については、以上のとおりです。

《(2) 県有施設におけるアスベスト対策の進捗状況について》

○環境生活部長：「県有施設におけるアスベスト対策の進捗状況について」ご説明申し上げます。

資料2をご覧ください。

まず、1の経緯ですが、この対策本部では、県有施設における吹付けアスベスト等の使用状況等について調査を行い、アスベストの使用が確認されたものについては、必要な対策を講じてきました。

具体的には、施設の利用者等がばく露するおそれがある施設の場合は除去・囲い込み・封じ込めの措置を行い、また、施設の利用者等がばく露するおそれがない施設、囲い込み等の措置を行った施設及びアスベストの劣化・損傷が確認されなかった施設では、定期的な点検・記録による管理を実施してきました。

また、アスベストが使用されている煙突については、剥離や落下が確認された場合、落下物の適正処理や飛散防止処理を行ってきたところです。

これらの県有施設について、毎年フォローアップ調査を実施していることから、今年度の結果をお知ら

せするものです。

2の調査結果です。

今年度は、県有施設2施設及び煙突5本についてアスベストの除去が行われました。

昨年度から継続調査している県有施設及び煙突については、定期的な点検・記録による管理がなされており、現時点でアスベストの劣化・損傷・剥離・落下がないことを確認しています。

なお、みなと分庁舎については、平成19年度の使用状況調査以降に譲渡された施設で、調査対象としていませんでしたが、今般、煙突にアスベスト含有断熱材が使用されていることが確認されましたので、調査対象に追加しました。

その結果、平成29年12月末時点で、吹付けアスベスト等が使用されている県有施設は13施設、アスベスト含有断熱材が使用されている煙突は21本となりました。

なお、来年度は煙突3本についてアスベストの除去が行われる予定です。

3の今後の対応ですが、今後も引き続きフォローアップ調査を実施して状況を確認することとしています。

4の留意事項です。

1ポツ目、点検の際は必要に応じて専門業者による点検や、アスベスト濃度測定を実施してください。

2ポツ目、アスベストの劣化・損傷・剥離・落下が確認された場合は、速やかに応急措置等を講じてください。

3ポツ目、使用状況調査以降に既設の建築物を取得していた場合は、吹付けアスベスト等の有無を確認し、使用が確認された場合は、速やかに必要な措置を講じ、当本部に報告してください。

4ポツ目、先程もご説明したとおり、解体・改造・補修を行う場合は、必ず事前調査を実施してください。

2ページ目以降に県有施設及び煙突の具体的な措置状況の一覧を添付していますが、説明は省略させていただきます。

県有施設におけるアスベスト対策の進捗状況については、以上のとおりです。

《意見交換》

特になし。

《本部長指示事項》

○本部長：県有施設におけるアスベストの飛散防止につきましては、これまでも必要な対策を講じてきたところですが、解体、改造、補修工事を行う際は、改めてアスベストの使用状況の調査を実施し、適切な措置を講ずる必要があります。

また、市町村所有施設や民間施設におきましても、適切な飛散防止対策が講じられるよう法規制の周知などを行う必要があります。

今後とも、県民の不安を払拭し、安全・安心を確保するため、県としての対応を的確に進めるとともに、部局間の連携を密にし、全庁一体となってアスベスト対策を推進するよう指示をいたします。